6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kouji Kohirata, Director of Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract :
①　Nakagusuku gulfport (Shinko district) anchorage (－11.0m) Dredging Works
②　Nakagusuku gulfport (Shinko district) anchorage (－11.0m) Dredging Works (the second)
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 15 P.M. 25 April 2016.
⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 2 : 00 P.M. 20 June 2016. (tenders brought with 2 : 00 P.M. 20 June 2016 or submitted by registered mail 2 : 00 P.M. 20 June 2016)
⑹　Contact point for tender documentation : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2―1―1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa prefecture, 900―0006 Japan. TEL 098―866―0031 ex. 2528

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成28年4月1日
支出負担行為担当官
北関東防衛局長　小柳　真樹
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　11
○第１号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　朝霞㉘特高受変電設備整備工事
⑶　工事場所　東京都練馬区
⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。
陸上自衛隊朝霞駐屯地（東京都練馬区）における特高受変電設備更新に係る電気、機械工事
ア　既設ボイラー受電所
工事内容
㋐　電気工事
特高受変電設備の更新
中央監視設備改修
高圧配電盤の更新
変圧器基礎の改修
構内配電線路設備
㋑　機械工事
空調設備の更新
イ　特高開閉所
工事内容
電気工事
特高受変電設備の更新
ウ　詳細図等作成業務　一式
（高圧配電盤の更新、変圧器基礎の改修
構内配電線路設備、空調設備の更新）
⑸　工期　平成30年３月31日まで。
⑹　本工事における監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の専任期間は平成29年１月15日から平成30年３月31日までとする。
⑺　使用する主要な資機材　特高受変電設備一式
⑻　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。
⑼　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては北関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。
また、本入札は平成28年４月22日午後６時から同年５月10日午前８時までの期間について、電子入札システムの運用休止に伴いすべての入札手続を中断するものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑾　本工事は、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式であり、資格要件を有しているほか、提出された設計提案書が適正と認められた者に参加資格を与えるものとする。
⑿　⑾の提案の審査において、提案についての改善を求め、提案を改善する機会を与える。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。
また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。
2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年４月１日付支出負担行為担当官北関東防衛局長）に示す手続きに従い、朝霞㉘特高受変電設備整備工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。
⑵　防衛省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「電気工事」で級別の格付を受け、北関東防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。
⑶　防衛省競争参加資格の「電気工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,100点以上であること。
⑷　平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、特高受変電設備工事（60,000Ｖ以上）を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。
⑸　工事全般の施工計画が適正である。
⑹　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できる。
ア　主任技術者は、２級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
イ　監理技術者は、１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
ウ　平成13年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、特高受変電設備工事を施工した実績を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。